

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針

館林信用金庫（以下「当金庫」という。）は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を構築し、その強化を図ります。

1. 対応方針

当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として対応できる適切な管理態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の統括部は事務部とし、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等を行い、関係部署や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。

3. リスクベース・アプローチに基づく管理

当金庫は、マネー・ローンダリング等のリスクに対し、リスクの特定及び評価を行いリスクベース・アプローチの考えに基づき、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理

当金庫は、関係法令に基づいた適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また、取引時の記録等から定期的な調査・分析を行い、対応策を見直します。

5. 疑わしい取引の届出

当金庫は、適切なモニタリング・フィルタリングを実施し、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、検知した疑わしい取引について関係法令に基づき、当局に速やかに届出を行います。

6. 資産凍結の措置

当金庫は、テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

当金庫は、役割に応じて適切かつ継続的な研修を実施し、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、専門性等の維持を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

以 上

令和2年8月3日